

令和3年度(2021年度)第2回 鎌倉市障害者支援協議会全体会 会議概要

開催日時	令和3年(2021年)10月26日(火) 午後3時00分～午後4時30分
開催場所	鎌倉商工会議所3階 301 会議室
出席者 (敬称略) ◎会長,○副会長	(委員)恩田、大久保、○太田、田原、◎河野、織田、明石、美女平、中村、石渡、木村、富田、香山、國分、平塚、平田、鈴木、濱本 ※欠席:川田、近内 (事務局)内藤、柴田、山本、石黒、石塚、栗田、三井 (オブザーバー) ※欠席:山崎
協議事項	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 令和3年度(2021年度) 鎌倉市障害者支援協議会 専門部会活動内容について(中間報告) (資料1)</p> <p>(2) 「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」の制定について (資料2)</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 鎌倉市障害者支援協議会全体会意見照会について (資料3、資料4)</p> <p>① 回答内容について</p> <p>② 本市における「多分野連携」に係る取組について</p> <p>(2) 鎌倉市地域共生課による「鎌倉市重層的支援体制整備事業」の推進について (資料5～資料8)</p> <p>3. その他</p>
配布資料	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回全体会会議次第 ・令和3年度(2021年度)第2回全体会出席者(委員)名簿 ・令和3年度(2021年度)第1回全体会会議概要(案) ・(資料1) 令和3年度(2021年度) 鎌倉市障害者支援協議会 専門部会活動内容について(中間報告) ・(資料2) 鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例 ・(資料3) 2021年度全体会「重層的支援体制」「包括的相談支援体制」理解のための意見(まとめ) ・(資料4) 2021年度全体会「重層的支援体制」「包括的相談支援体制」理解のための意見回答(項目1(2)①②) ・(資料5) 「身近な地域で課題を受け止め、解決につないでいくために」 ・(資料6) 「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック(概要版)」 ・(資料7) 重層的支援体制整備事業全体イメージ ・(資料8) 鎌倉市における重層的支援体制整備事業における具体的な支援フロー(イメージ)
会議概要	<p>1. 開会 《事務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の確認、欠席者(上記出席者欄のとおり)の確認、記録のための録音について了承の確認。 ・前回の会議後質問等はなかったことを報告。 <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 令和3年度(2021年度) 鎌倉市障害者支援協議会 専門部会活動内容について(中間報告) (資料1)</p>

会議概要
(続 き)

《事務局》

・事前にお送りした活動報告資料をもって報告としたい。

⇒了承

(2)「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」の制定について (資料2)

《事務局より報告》

・鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例を令和3年7月8日に制定した。昨年度の障害者支援協議会の全体会において皆様から貴重なご意見を頂戴した。今後は施策推進の実施に努めていく。

《委員》

・これは情報のコミュニケーションがなかなかとれない人も含まれるということで(等)と記しているのか。

《事務局》

・お見込のとおりである。

2. 協議事項

(1)鎌倉市障害者支援協議会全体会意見照会について (資料3、資料4)

①回答内容について

・事務局より資料の説明を行った。

②本市における「多分野連携」に係る取組について

・事前の事務局からの依頼に基づき、相談事例を元に「自分の立場でできること」について出席の各委員よりお話しいただいた。

《委員》

・現在は大学や短大で教鞭をとっており、相談業務を行っているわけではないので、以前の業務に関して話をしたい。精神科医療機関での勤務時、依存症の方の支援で入院時からワーカーに退院後の生活について相談の機会を設けていた。しかし、市町村によってはワーカーの同席が退院時だけということがあり、退院が目の前に迫って患者の気持ちの整理に時間的な余裕がなく、困ったということがあった。その時は市町村に連絡して入院半ばのところに来てもらうこともあったが、ワーカーが寄り添うという支援を行うことで、患者の気持ちの方向性が変わってくると感じた。ただ、最近は市町村の生活保護のワーカーの時間的余裕がなく、なかなか訪問が難しいと聞いており、余裕のない点がジレンマになっている。

・幼稚園や保育所の教諭を目指す学生に対し、この会議に出ることで、関係機関や専門機関との連携についてや、現場の苦勞の話が伝えられるようになった。

《委員》

・児童通所支援事業所では車以外の送迎だと加算がつかない。移動支援を利用して送迎できたら良いが、現実には支援に繋がらないことも多い。所属の事業所ではボランティアで電車の送迎を行っているが、車以外の送迎に加算がつかないと事業所はもっとやる気になるのでは。

・コロナの時は事業所の対応状況や開所情報等が錯綜しており、各事業所間の連絡で対応した。児童通所は県指定であり鎌倉市としては対応が難しいとのことだが、市で対応方針を出してほしい。

・医療について相談を受けることもあるが、市外だと資源の情報がホームページ等に限られるため、入手の方法があればと感じている。

《委員》

・二千雇用センターは、就労支援センターと就労に関する生活支援の二本立てで事業

を実施。使用では生活支援を実施することとなっているが、当センターとしてももう少しで
ることとすれば、生活支援をもう少しできればと考えている。家庭に課題を抱えているが就
労を続けて行く為にその課題を軽減しなければいけないケース等の、生活習慣に関する
連携の強化や、幅を広げていって連携を強化していくことと認識。

《委員》

・こどもの支援機関とは日頃、連携が少ないが、8050 問題や最近はダブルケアの問題も出
てきて、他機関と関わる機会が増えている。地域包括支援センターには地域に出向く良
さがあり、高齢者である当事者の両親から家族の問題が見えてきて、他の機関に繋いでい
くということがある。しかし、本人達に困り具合があまりないと、一度繋いでうまく繋がり切
れていないという点にジレンマがある。今後、連携の強化と、繋ぎ方、それぞれの得意分野
が活かせるような形での連携強化できればと考えている。

《委員》

・経済的困窮者の支援という位置づけだが、実際には、関係の貧困や、関係が貧困な状態、
孤立しているという状態の人をどうしていけばよいか、ということが問題と認識。接点は持
てたが、継続した繋がり、関わりが持てない、出来上がった家族の関係の枠をはみ出せな
いという状況がある。各事業所間の連携は結構取れているが、行政との連携には問題が
多い。女性相談の場合は特に動きが悪く、きちんと行政が権力を持って守ってくれないと
出来ないことも多々あるので、そのような点での連携もきちんと図れるような体制を取る
必要がある。

・障害分野は、特に担当事業所に丸投げされることもあり、事業所だけでなく、行政も一緒に
対応するという体制も必要。

《委員》

・資料3の回答については、あくまでも一司法書士として記載した。各委員と違う点は、障害
の支援というよりも、後見制度の部分に特化して回答。対象の方は障害というより、判断能
力の低下されている方というのが前提で、それを踏まえた上で、後見人への報酬によって
本人が経済的に困窮するという実態がある。一度選任されたら亡くなるまで続くものであ
り、ボランティアで行うこともできない。報酬支払に困難さを感じて支援を断られる方もあ
れば、紹介して頂いたが当方が手いっぱい動けないこともあり、どのように他機関と繋
がっていけばいいのかが、本当に難しい。

・後見の立場の難しさとして、支援体制ができてチームに、後見人として選任されて後か
ら合流するという場合、後見人の孤立感を生む。相談員がチームを組んで対応出来てい
れば良いが、支援体制で後見と当事者以外の関係機関と繋がりが薄い場合、後見人が日
常的にどのように鎌倉の資源と情報を共有したり繋がれるかが分からず、そのような時に
情報共有等をできればと考えている。

《委員》

・保護者にも障害のある方やコミュニケーションの取り方がすごく難しいケースが、最近、非
常に増えている。情報を伝えてもきちんと伝わっていない難しさがある。

・進路担当は概ね3～4年、相談担当は2～3年で異動していくが、児童に関する情報につい
て、紙ベースでの引き継ぎはあるが、「そうではない部分」の引き継ぎがとても難しい。

・手助けしたくても出来ないエピソードとして、送迎問題に悩む親への支援がある。卒業後
の進路で、事業所によって送迎がある無いで迷っている保護者がおり、親としては頑張る
が、いつまで頑張ればいいのか分からないという悩みに、学校として応えられないとい
う悩みのある事例がある。

《委員》

・ピアサポーターとして病院訪問をし、入院患者に対して「地域での生活」について、

会議概要
(続 き)

自分の体験を伝えている。退院を控えた患者が地域での生活をイメージできるよう、体験を伝えているが、病院訪問では体験を発表するにとどまり、ジレンマがある。

- ・もう少しできることとして、現在検討中の個別支援がある。1対1で支援する形。
- ・コロナ禍での支援として、ピアサポーターが作った壁新聞を病院に掲示したり、活動内容をまとめた冊子を作り入院患者さんに配布予定。
- ・退院する際に、地域での生活の仕方がわからないという問題があるので、退院する患者に対し、地域の社会資源に関するガイド、資料等を渡すことができると思う。

《委員》

- ・ブルースカイクラブは現在休止中だが、神奈川県当事者目線の障がい福祉に係る将来展望委員会の委員を務めている。県知事も参加している。
- ・自分の出来ることは、仲間に「どうしたの？」と聞くこと。当事者から話を聞いてほしいと言われたら、聞いてあげてほしい。もし自分が悪いことをしたなどと思ったら、まずは謝ること。そうすると相手もわかってくれる。また、事業所の職員からも相談を受けることがある。

《委員》

- ・鎌倉市身体障害者協会会長と身体障害分野の福祉相談員を務めている。
- ・相談の内容として、住宅問題や老人ホームに入りたいというものがあるが、なかなか適切な場所が得られないジレンマがある。
- ・身体障害者協会の会員でない方について、資源と繋がっていない人をどう繋いでいくのかというのが課題。対策としてローカル FM で情報発信や、障害理解のため市の小・中学校で福祉授業に協力をして学校で話をしている。
- ・営んでいる針きゅう医院で認知症疑いの方を地元の包括支援へ紹介することもある。
- ・身体障害者協会とつながれば様々な情報を提供できると考えており、その点に注力している。その他、地域資源とつながる仕組みとしてスマートサイトの動きがあるが、眼科医と地域の資源とが繋がっていない実態がある。

《委員》

- ・社会福祉協議会当事者団体部会の代表として参加。その立場で市の委員会等にも参加している。
- ・NPOの副理事長も務めており、端的には車椅子に乗って旅行に行こうという点に絞って活動を行っている。
- ・連携と言葉はよく出るが、情報共有ツールがない中でどのように連携するのかと感じる。今回のコロナで、連携がとれていないことがよくわかった。連携というよりも、まず情報共有出来るか。連携できないことの理由として個人情報保護法がよくあげられるが、それは言い訳であり、それを理由にはいけないと考える。

《委員》

- ・委託相談支援事業所なので「障害」として相談を受けているが、実際は多職種、家族の問題、家庭の問題、虐待の問題、強いては犯罪に係るような問題にも関わってきており、他機関とも他職種との連携が取れなければ先に進めないという状態になっている。鎌倉市には委託相談事業所は3カ所あるが、その3カ所が、マンパワー的に今後もこれまでと同様に対応出来るかどうかは難しいのではと思っている。事業展開がうまくいくように、また他機関との連携をうまく進められたらと考える。

《委員》

- ・委託相談支援事業所で、精神障害の方の支援が多く、そこに特化した相談が多い。
- ・ジレンマとして、家族の方や周囲の関係機関が困っていると言っても本人が関わりを拒否している場合が挙げられる。個人情報も問題で、精神科医療機関との連携は欠かせないが、個人情報の問題で主治医とのコンタクトがとれないという状況がある。

会議概要
(続 き)

ご家族についても同様で、本人は支援を受けたいといっているが、ご家族が対象者に支援が入ることを拒否しているケースがある。なかなか支援の入口がみつからないが、最近では地域包括支援センターや市役所と良い形での連携も増えてきている。

- ・10代のメンタルヘルス課題について、介入が必要だと言われながらここ何十年も進んでいないという状況がある。また、精神障害を持つ親の家庭への介入にも非常に大きな課題があるが、支援者が連携して対応するという発想が必要。また、要対協の事例など、やむを得ない場合も多いが、ご本人やご家族抜きで支援者だけで会議する傾向も多く、できる限り当事者を含めて考えていくという思考が必要。

《委員》

- ・同じく委託支援事業所。要対協のケースにも関わっており、要対協ということは、保護者に課題があって、養育環境に何かしら支援が必要でチームが組まれるが、こどもが障害でもなくグレーゾーンないしそれでもないという場合、通学先の普通級の先生がどう接していたら良いかわからないという場合や、「家庭で色々あるらしいがこどもは大丈夫」と判断されるような場合に連携を取れないことが多かった。今は教育センターの働きかけ等によって連携が図れてきた感触がある。
- ・義務教育が終了すると、要対協等の行政主導の支援体制が終わって関係が切れやすい。こども本人にも進路の選択肢が広がることにもなるが、自己選択、選択の責任がこどもにのし掛かり、そこに大人が逃げている印象がある。その空白の18～20歳という大事な時期をきちんと支えていくことで、虐待や自殺企図、精神疾患の連鎖等をいっくらか食い止めることができるのではないか。
- ・事例によっては、公平性を言ってもらえないケースもあり、こどもが将来、どのように生活して行けるかを見据えた個別対応も取り入れながら、一例ずつ対応していくことが求められていると考えている。

《委員》

- ・行政としては、当事者からのサービス利用相談を始まりとする関わりが一般的だが、相談に来た市民が何を必要としているかを聞き取る相談のスキルについて、窓口で対応する職員が追いついていない部分、相談技術が至っていない部分も多いと認識。この点については、仕組みとして変えられる所があれば変えていく。
- ・今回の資料は現場から上がってきた意見や指摘と認識しており、これらを活かし、必要な対応を漏らさず、また必要な支援機関等に繋ぐのを漏らさず、当事者の方々に寄り添った、その方にあった支援が必要と認識。

《委員》

- ・現在、コミュニティーの支援が多いが、個別支援については、まず話をよく聞いて相談を受け止め、その先の専門の機関に事前に連絡した上でしっかりと繋ぐ、橋渡しをするということを行っているつもり。
- ・もう少しできることとして、「専門機関に繋いだらあとはそちらでよろしく」ということでお任せするのではなく、自分が繋いだ専門機関がその先どのように支援していくのかに重なっていくこと、繋がってきた機関とも繋げた先の機関とも、一本のバトンを渡す手渡しというよりも、お互いの手をがっちり繋ぎ合うような関係の中で支援ができれば、と考える。

《委員》

- ・他市の生活保護受給のケースで、生活介護事業所だが間に入って本人の希望を聞き、相談支援事業所と行政とをつないだことがあった。その後も、本人を介して生活状況や支援機関の支援状況を聞いて支援している。情報をつなぐことの大事さを実感。

会議概要
(続 き)

〔上記の意見を踏まえた意見交換〕

《委員》

- ・要対協のケースに絡んで、18歳になったら福祉サービスとはつながらないのか。

《委員》

- ・18歳になった時点で、例えば児童養護施設からは出ることになり、障害手帳は本人に対して交付されることになるが、18歳では未成年なので、住居の賃貸契約は本人だけでは契約できない、等、ここはこども扱いだがここは大人扱いという、何かしら制度のはざまの時期。本人だけで生活できない、自分の力だけでは生活を組み立てられない時期に伴う課題がある。

(2) 鎌倉市地域共生課による「鎌倉市重層的支援体制整備事業」の推進について

《会長》

- ・これまでの各委員からの意見で、「連携の強化」「情報の共有」「個ではなく家族への支援」という3つのキーワードが出た。一方、課題としては、「経済的な貧困ではなく関係性の貧困」「後見人が孤立しやすい状況」、「行政との連携の強化」が出された。これらをふまえて課長にお話し頂きたい。

《事務局》

- ・複合化、複雑化する相談事例への包括的な対応について、国も市も課題を把握し、それに係る事業を市として進めており、相談をまず受け止める体制を強化していく。
- ・障害の相談以外の場所で障害の相談事が見つかるケースも増えている一方、その反対の、例えば高齢者相談の中で障害の課題が見つかることも増えている。これを踏まえ、近くの相談機関でどのような相談も受けるといった体制を作っていく。
- ・合わせて、そのような相談機関を後方支援する体制も作っていく。
- ・自分で相談や課題をうまく出せない方に対して、市での事例、エピソードを出していくことで、自分の相談事に近い事例をもとに相談してもらう方策を作っていく。
- ・アウトリーチ強化も検討。
- ・地域づくりについては、地域の課題を集めて解決の施策を一緒に考えていくという機能もある。障害者の移動支援については、個々の課題ではなく地域の大きな課題として、地域ぐるみの課題として捉えることも必要と認識。

《会長》

- ・今日は時間の関係で重層的支援体制への取組み事業の事業説明のみとなったが、この事業をどのように進めていくのか等の疑問、質問については、地域共生課で別に質疑応答の機会を設けることは可能か。

《事務局》

- ・もし質問等があれば事務局で取りまとめてもらうか、こういった会議等において、質問等を寄せて頂ければ対応させて頂く。また別の機会を頂いても説明に伺う。

3. その他

《事務局》

- ・市民向け講演会のご案内(資料配布)
- ・きしろ社会事業会より共生型デイサービスのご案内(資料配布)

《委員》

- ・共生型デイサービスを開始した。事業の種別は障害の生活介護。高齢者のデイサービスと同じで、ドア to ドアで送迎がつくという点が一番大きい。高齢の保護者が送迎

<p>会議概要 (続 き)</p>	<p>をして大変という話も聞いているので、活用頂きたい。受け入れの人数も増やす予定。随時見学等も受け付している。</p> <p>《事務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回全体会の日程について、委員に不都合を確認。 <ul style="list-style-type: none"> → 3月22日(火)か23日(水)で日程調整。決まり次第ご連絡する。 <p>《副会長より閉会の挨拶》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の共生社会の条例の前文の所に「目に見える物事はもとより、目にみえない、あるいは言葉に出来ない生きにくさに気づくことが、共生社会への第一歩となります」とある。見えにくい課題を可視化し、誰一人取り残さないと書かれている。この意義や姿勢を協議会のテーマとしてうまく情報共有して、どういう仕組みを整えていけるか協議出来ればと思う。現在、障害福祉サービスを色々選べるようになった。ここまでは出来るが、ここから先は出来ないという事業所の意識も増えてきたのではないか。まさに自分の事も反省した。「どうなるかわからないけれど、今は制度として幅を超えてしまっているけれど、まずはやってみようか、お金にならないかもしれないけれどやってみよう」、「やってみてそれが制度になったらいいよね」、ということや、ここで共有したことを広げていくためにどうしたらいいか、この場で考えていけたらと思う。 <p style="text-align: right;">以上</p>
-------------------------	--